

生活文化常任委員会資料
2021年（令和3年）2月19日
市民生活局産業振興室産業政策課

議案 19 号関連資料 新型コロナウイルス拡大防止協力金について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県の要請に応じて、営業時間の短縮（時短営業）にご協力いただいた事業者に対し、協力金を県・市町が協調で支給します。

2 対象者

県の要請に応じて時短営業にご協力いただいた店舗を運営する事業者

3 支給要件

県が要請する全ての期間において、時短営業（休業を含む）をした店舗単位に支給します。

要請期間	令和3年1月14日～2月7日
対象施設	飲食店・遊興施設のうち食品衛生法の飲食店営業許可または喫茶店の営業許可を受けている飲食店
支給要件	通常午後8時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）に短縮した場合に支給
支給額	1日あたり6万円/店舗×時短営業日数

4 予算額

128,700千円

国の地方創生臨時交付金（8割）、地方負担分（2割）を県と市町で2：1の割合で負担します。

5 スケジュール

2月8日から	申請受付開始、審査
2月17日	兵庫県 補正予算議決
2月下旬	審査完了分から協力金の振込を開始し、その後は、週1回程度で支給する。

6 その他

交付等事務は、市町からの委託契約に基づき県が一括して実施（事務費は全額県負担）